

69 遺跡を数える。日本軍が駐屯しなかった伊是名島・伊平屋島・粟国島には軍事施設はなく住民避難壕が大半だが、粟国島には真鼻毛の偽砲台跡がある。

慶良間諸島は、米軍が昭和 20 年 3 月 26 日と最も早くに上陸した地点であり、「集団自決」が多く行われた地域でもある。戦争遺跡としては、特攻艇部隊である陸軍海上挺進第 1・2・3 戦隊が配備され、渡嘉敷村渡嘉志久、座間味村古座間味、座間味村阿嘉・慶留間などに特攻艇秘匿壕が残存している。また、渡嘉敷島には北山の山間部に、海上挺進第 3 戦隊の本部とされた陣地壕群と、住民が避難し集団自決したとされる場所が残されている。

久米島には、1945 年 6 月 26 日に米軍が上陸し、その後に日本兵がスパイ容疑理由で住民虐殺を行った。戦争遺跡としては、10・10 空襲以前に構築された喜久村家の防空壕が良好に残存しており、沖縄戦以前に造られた上田森の海軍特設見張所跡がある。

大東諸島 現在調査が出来ない沖大東島を除いた南大東島 19、北大東島 14 の合計 33 遺跡が確認された。大東諸島は、太平洋地域の拠点として大本营により重要視され、旅団規模である約 6,000 人の陸海軍が駐屯していた。上陸戦はなかったが、空襲・艦砲は度々見られた。特に、水際陣地が各島で多く造られたが、現在把握できたのは銃眼跡が南大東島 2、北大東島 1、合計 3 遺跡であったがその特徴がよく分かり、まだ更に残存している可能性もある。その他、自然洞穴利用の具志堅洞・山下洞、御真影奉護棚が設けられた黄金山の 3 つの陸軍本部壕、これらよりも大規模な大東神社の海軍本部壕群、2 階構造の日の丸山電波探知機壕、構築者の刻銘が残る海軍監視所などが良好に残存している。

宮古諸島 宮古島・伊良部島・多良間島などで 78 遺跡を数える。宮古島には、1 師団、2 旅団の約 30,000 人の日本軍が駐屯した。上陸戦はなく、空襲・艦砲は頻繁にあったが被弾に死者は軍・住民共に少なく、住民約 3,000 人の死者の多くはマラリアによるものとされる。先述のように、宮古島にはかなりの兵力が配備され、多くの軍事施設が造られ、上陸戦がなかったためか、沖縄県内では最も良好に残存している地域でもある。トーチカ・銃眼などの水際陣地、大浜や狩俣の特攻艇秘匿壕跡、監視所的な小型で円形のトーチカも見られるピンフ嶺の砲台跡、丘陵全体に配置された東仲宗根の陣地壕跡群、独立混成第 60 旅団のものと想定される西更竹司令部壕跡などは、残存状況は非常に良好である。また、宮古島には、海軍 1、陸軍 2 の飛行場が建設され、陸軍宮古島中飛行場の戦闘指揮所跡は厚さ 1.4 m、平面が 15 m 四方の方形のコンクリート製構築物でさらに石積土塁で周囲を巡らせるなど、類例があまりない遺跡としてより詳細な調査が望まれる。

八重山諸島 石垣島・西表島を中心として、134 遺跡を数える。八重山諸島には、沖縄戦以前には西表島の舟浮臨時要塞や海軍北飛行場などが造られていた。沖縄戦時には、1 旅団や海軍部隊が配備され、約 10,000 人の日本軍が駐屯した。宮古島と同じく上陸戦はなく、空襲・艦砲が頻繁にあったが、住民約 4,000 人の死者の多くはマラリアが原因であった。先述したように、舟浮臨時要塞は戦後の開発もほとんどされなかったことから、良好に残存しているが、詳細な調査を行うには非常に広大であるが、更なる現地調査が望まれる。沖縄戦時には海軍 2、陸軍 1 の飛行場が造られ、大浜の掩体壕や平喜名の電波探知機壕などが良好に見られる。その他、海岸には宮良・川平の特攻艇秘匿壕、弾薬庫が良好に残存した於茂登前山の砲台跡、または今回は取り上げられなかったが石垣島のシイ原の陣地壕跡などの大規模な壕群もある。軍の駐屯地でもあった白水の山間部は住民の避難地でもあり、八重山支庁が構築した御真影奉護壕も残されている。

第 2 節 戦争遺跡の保存・活用の現状と方向性

本節では、まず第一に県内の文化財保護行政における戦争遺跡の保存について、戦争遺跡の考古学調査研究をまとめた第 3 章と、保存の現状をまとめた第 4 章を踏まえて、その現状を整理し、今後の望ましい方向性について、調査検討委員会（以下、委員会）での議論も踏まえてまとめとしたい。一方、活用においては、文化財保護

行政における事例がいまだに少ないため具体的な方向性を導き出すには至らなかったが、全国の事例にもふれた第5章を踏まえて、その現状と課題を述べたい。

1 戦争遺跡における文化財保護行政の現状

沖縄県における戦争遺跡の保存は、再度沖縄戦の惨禍を起こさないという平和学習の観点から取り組みられ、次第に文化財としての認識されるようになってきた。その現状についてまとめていきたい。

日本復帰後の1972（昭和47）年以降には、激戦の地であった沖縄本島南部を中心に戦跡を巡る観光が盛んとなるが、それは「殉国美談」として語られることが多かった。沖縄の日本復帰以前にも、学校教育の関係者を中心に、6月23日の慰霊の日に取り組みとして、戦跡めぐりを行うことはあった。大きな転機は、1971・1974（昭和46・49）年の住民の沖縄戦体験証言をまとめた『沖縄県史9・10 戦時記録編』の刊行であり、それに伴い平和学習の場として住民が避難したガマなどの戦争遺跡が注目されるようになったと思われる。一方、復帰後には急激な開発により多くの壕などが破壊されるようになり、平和教育関係者・研究者などがその保存について危機感をもった。その危機感が、1997（昭和52）年に発足した「沖縄戦を考える会」は、戦争遺跡・遺物の保存を県文化課長（当時）あてに要請したことにつながる。その後、1986（昭和61）年に、修学旅行生などに戦跡めぐりのガイドに携わる人々により「平和ガイドの会」が組織され、その後「沖縄平和ネットワーク」として、戦争遺跡の調査や平和学習の推進に取り組むと共に、県・市町村などに戦争遺跡の保存・活用の要請を行った。他には、1983（昭和58）年に結成された「沖縄戦記録フィルム1フィート運動の会」も、米軍撮影の沖縄戦フィルムの上映と共に、戦争遺跡の調査や保存活用の要請も行っている。このように戦争遺跡の調査・保存・活用には、平和学習の観点からの取り組み、要請も重要な契機となっている（吉浜1998・2010、村上2014）。

沖縄県での文化財保護行政として、戦争遺跡の保存・調査の取り組みは、西原町が町史戦争編の編纂において、1985（昭和60）年に西原村役場壕跡などの発掘・測量調査を行い、その後現状保存に至ったことが第1に挙げられる。この調査にかかわった當眞嗣一が、「戦跡考古学」を提唱し、全国的にも注目された（當眞1984）。南風原町は、町内の戦争体験の証言調査を取り組んでいく中で、1990（平成2）年に沖縄陸軍病院南風原壕群（2007年に名称変更）が、沖縄戦を語り継ぐ上で重要なものとして全国に先駆けて町史跡として文化財指定を行った。そして、同町教育委員会はその実態を把握し、今後の保存活用を図るために、琉球大学考古学研究室と連携して1994～2005（平成6～17）年度にわたって発掘・測量調査を行った。その成果を元に、20号壕について、出来る限り現状を生かしながらの整備を行い、2007（平成19）年度より一般公開を行なっている。

2013（平成25）年度時点で教育委員会が実施したもしくは文化財保護法の手続きに基づいた発掘調査は、緊急調査20件、確認調査5件、工事立会5件、学術調査1件の合計31件ある（第7表）。このうち、5件はより古い時代の遺構が主体の遺跡で戦争に関する遺構・遺物が確認されたものであるため、戦争遺跡単体の調査は25件という見方もできる。

開発対応に伴う緊急（記録保存）調査については、1985（昭和60）年度に高速道路建設で破壊される西原町森川陣地壕、上原砲兵観測所壕で西原町教育委員会により行われている。また、2000（平成12）年度の南風原町津嘉山クボ遺跡の調査では、日本軍の陣地跡や兵士の埋葬跡が確認されたが、先史～古く時代の遺跡として認識されていた。2001（平成13）年度の糸満市ワイトウの壕（東）で、当初より戦争遺跡の調査として原因者負担による緊急調査が行われ、報告書も刊行された。これ以後、年に数件は戦争遺跡の調査予算を原因者負担とする緊急調査が行われたが、全て公共工事に伴うものである。その成果としては、最初に司令部壕として構築されていたが首里に移動しその状況が分からなかった南風原町第32軍津嘉山司令部壕群では、坑木を用いたかなり大規模で非常に完成度が高い壕であったことが判明したなど、これまで不明だったことも分かることがで

第7表 教育委員会実施・文化財保護法に基づく発掘調査等開発対応一覧

No	遺跡名	所在地	調査年度	調査種別	調査主体	戦争遺跡
1	西原村役場壕	西原町	昭和60年度	確認調査	西原町教委	○
2	森川陣地壕	西原町	昭和60年度	確認調査	西原町教委	○
3	沖縄陸軍病院南風原壕群	南風原町	平成6～17年度	確認調査	南風原町教委	○
4	津嘉山クボ遺跡（陣地・埋葬人骨）	南風原町	平成12年度	緊急調査	南風原町教委	
5	ワイトウイの構築壕（東）	糸満市	平成13年度	緊急調査	糸満市教委	○
6	佐敷村役場壕	南城市（旧佐敷町）	平成14・15年度	確認調査	佐敷町教委	○
7	前田・経塚近世墓群の壕	浦添市	平成14～17年度	緊急・確認調査	浦添市教委	
8	稲マタ原近世墓の陣地壕群	浦添市	平成16年度	緊急調査	浦添市教委	
9	宇地泊西原丘陵古墓群のトーチカ	宜野湾市	平成16～20年度	緊急・確認調査	宜野湾市教委	
10	掛保久防空壕	西原町	平成17年度	緊急調査	西原町教委・県埋文	○
11	第32軍司令部津嘉山壕群	南風原町	平成17・18年度	緊急調査	南風原町教委	○
12	津嘉山北地区旧日本軍壕跡	南風原町	平成18・21年度	緊急調査	南風原町教委	○
13	金武の震洋隊秘匿壕	金武町	平成19年度	緊急調査	金武町教委	○
14	大嶺村跡（海軍小禄飛行場跡）	那覇市	平成19～22年度	緊急・確認調査	那覇市教委	
15	兼箇段陣地壕群	うるま市	平成20年度	緊急調査	うるま市教委	○
16	首里久場川壕群	那覇市	平成21年度	緊急調査	那覇市教委	○
17	仲志原壕	南城市	平成21年度	緊急調査	南城市教委	○
18	福山の避難壕	宜野座村	平成21年度	緊急調査	宜野座村教委	○
19	沖縄陸軍病院伊原第一外科壕	糸満市	平成21・25年度	学術調査	琉球大学	○
20	字宇栄原の壕	那覇市	平成22年度	工事立会	那覇市教委	○
21	赤嶺配水池の壕群	那覇市	平成22・23年度	工事立会	那覇市教委	○
22	末吉の山陣地	那覇市	平成23年度	工事立会	那覇市教委	○
23	大浜の特攻艇秘匿壕群	宮古島市	平成23年度	工事立会	宮古島市教委	○
24	長南避難壕群	宮古島市	平成24年度	緊急調査	宮古島市教委	○
25	楚辺1丁目の壕	那覇市	平成24年度	確認調査	那覇市教委	○
26	川田の銃眼（銃座）	うるま市	平成24・25年度	緊急調査	うるま市教委	○
27	旭ヶ丘公園の陣地壕	那覇市	平成25年度	工事立会	那覇市教委	○
28	ウローカの砲台跡	南城市	平成25年度	確認調査	南城市教委	○
29	名嘉地の住民避難壕	豊見城市	平成25年度	緊急調査	豊見城市教委	○
30	加治道の避難壕	宮古島市	平成25年度	緊急調査	宮古島市教委	○
31	西更竹の避難壕	宮古島市	平成25年度	緊急調査	宮古島市教委	○

きた。

一方、保存を図る目的で実施される確認調査ではまだ少ないが、先述の沖縄陸軍病院壕南風原群が先駆的な事例である。確認調査が開発に先行して行われることでよりスムーズな保存・調整が可能になると思われる。工事立会は少しずつ増加しており、これまで行政側に認識されることなく破壊されていた事例もあったことから考えると、戦争遺跡における埋蔵文化財としての手続きを広く周知させていくことが必要であろう。

県の取り組みとしては、県文化課（当時）・当センターが1998～2005（平成10～17）年度にわたって県

内全域における戦争遺跡詳細分布調査を実施し、979 か所の戦争遺跡を報告している。そのような状況のもと、2006（平成 18）年度に沖縄県埋蔵文化財発掘調査基準が策定され、近代の遺跡の種類に戦争遺跡を含め、地域にとって必要なものは発掘調査ができるとした。しかしながら、具体的にどの戦争遺跡を埋蔵文化財の範囲に含めるのかは、報告書及び基準にも明記されなかった。そのため、調査基準の地域にとって必要なものという理解で、当該教育委員会が関係者の協力を得て、発掘調査や開発対応がなされていったものである。

2 戦争遺跡における埋蔵文化財としての方向性

これまで見てきたように、戦争遺跡については埋蔵文化財の手続きに基づく発掘調査も近年少しずつ行われ、その保存を検討するためと位置づけられる前回の分布調査及び今回の確認調査も埋蔵文化財調査機関である当センターが実施している。それは、壕に代表されるように多くは埋没しており、戦跡考古学として提唱されるように発掘調査の手法で明らかにできることが多いためと考えられる。そこで、委員会の議論を踏まえて、戦争遺跡における方向性をまとめたい。

委員会の議論としては、戦争遺跡については第一に埋蔵文化財として捉える必要性が指摘された。それは、県内の戦争遺跡は、地下に埋没している壕が大半で、これまでも工事中に新たに発見されており、関係者の協力を得て行われた発掘調査では多くの成果が得られている。しかしながら、戦争遺跡は今やはり膨大な数であることから、その全てを中世までの遺跡のような詳細な発掘調査を行い、資料整理を経て調査報告書を刊行する予算と時間が確保できるかについては、現状としては困難であることも議論に上った。

このような議論を経て、委員会では文化財保護行政における戦争遺跡の取り扱いについて、次のような方向性が望ましいとされた。

1. 原則的に埋蔵文化財として取り扱うものとする。
2. 分布調査を行うことで、戦争遺跡の位置・概略を把握し、分布図等の作成・公開を行う。
3. 諸開発による工事が戦争遺跡に及ぶ場合、原因（工事主体）者の協力を得て現場での立会によりその状況を確認し（工事立会）、最低限でも写真撮影・遺構実測図作成を行うように努める。戦争遺跡においては、この段階を確認調査として捉えるものとして、原因者に文化財保護法第 93 または 94 条に基づく埋蔵文化財の工事等届出・通知の提出について、協力の要請及び調整に努める。工事立会・確認調査の予算措置としては、埋蔵文化財緊急調査要項に基づく国庫補助事業として実施することが可能と考えられる。
4. 上記の確認調査により、その遺跡の大部分が破壊されるか、または特徴的な遺構・遺物が確認・想定される場合については、記録保存のための発掘調査について、原因者及び関係者との調整を行うように努める。

以上、原則的には通常の遺跡と同様の取り扱いであるが、3 で示された内容を留意していただきたい。つまり、戦争遺跡については、優先的に遺構の記録を行うこととして点である。遺物については、今回の委員会では十分に議論できなかったが、出土状況の記録の上で重要と思われるものは取り上げるべきである。ただ、遺物の取り扱いについては、さらに今後の検討が必要と思われる。そして、4 は通常の記録保存調査の段階であるが、将来的にはその基準についても検討を考えていく必要がある。

ここ近年、NPO 法人などによる遺骨収集団体が、陣地壕などの戦争遺跡において、従来の重機で壕口を破壊し、遺骨とめぼしい遺物を採集する方法ではなく、手作業によって発掘調査に近い方法で行われており、マスメディアには慰霊や平和学習の新しい形として注目されている。2011（平成 23）年度には沖縄県が管轄する戦没者遺骨収集情報センターが設立され、これら遺骨収集団体との情報共有に努めており、市町村教育委員会との連携も目指しているが、文化財保護法の手続きは取られていないが大半である。文化財保護行政としては、当然遺骨収集においても埋蔵文化財の手続きにより取り扱っていけるように、関係部局・団体との連携が必要であろう。

3 戦争遺跡における文化財指定の現状と方向性

先述のように、沖縄県では南風原町が全国に先駆けて、戦争遺跡として「南風原陸軍病院壕」の名称で史跡指定を行った。その後、2014（平成26）年度現在まで17遺跡が市町村文化財の主に史跡に指定され、1遺跡が国の登録記念物となっている（第8表）。戦争遺跡の文化財指定における現状を整理し、委員会の議論を踏まえてその方向性をまとめたい。

第8表 沖縄県内戦争遺跡指定文化財一覧

No	指定年月日	種別	指定名称	所在地
1	昭和52年12月14日	伊江村史跡	公益質屋跡	伊江村字東江上75
2	昭和61年9月25日	石垣市史跡	元海底電線陸揚室(電信屋)	石垣市字崎枝574-1
3	平成2年6月27日	南風原町史跡	南風原陸軍病院壕<2007年に「沖縄陸軍病院南風原壕」に改称>	南風原町字喜屋武地内
4	平成9年2月5日	沖縄市史跡	奉安殿(戦争遺跡)	沖縄市知花
5	平成9年2月5日	沖縄市史跡	忠魂碑(戦争遺跡)	沖縄市知花
6	平成16年3月3日	うるま市史跡	新川・クボウグスク周辺の陣地壕群	うるま市勝連津堅
7	平成16年4月15日	宮古島市史跡	海軍特攻艇格納秘匿壕	宮古島市平良字狩俣2569
8	平成17年3月1日	渡嘉敷村史跡	旧日本軍特攻艇秘匿壕	渡嘉敷村字阿波連渡嘉志久原873
9	平成17年11月30日	渡嘉敷村史跡	集団自決跡地	渡嘉敷村字渡嘉敷2760-1
10	平成20年2月7日	読谷村史跡	チビチリガマ	読谷村字波平犬桑江原1135-2、1136-2
11	平成20年11月4日	石垣市歴史資料	旧登野城尋常高等小学校の奉安殿	石垣市字登野城村内290（登野城小学校内）
12	平成21年1月22日	読谷村史跡	掩体壕	読谷村字座喜味2943-1
13	平成21年1月22日	読谷村史跡	忠魂碑	読谷村字座喜味2976-1の一部2943-1の一部
14	平成21年3月30日	石垣市史跡	名蔵白水の戦争遺跡群	石垣市字名蔵シラ原1355-83
15	平成21年11月20日	本部町史跡（戦争遺跡）	本部監視哨跡	本部町字谷茶205
16	平成21年11月20日	本部町歴史資料	旧謝花尋常高等小学校跡 奉安殿	本部町謝花1番地
17	平成26年3月26日	中城村史跡	161.8高地陣地	中城村字北上原195番地
18	平成27年1月26日	国登録記念物（遺跡関係）	平敷屋製糖工場跡	うるま市勝連平敷屋
※1	平成13年10月9日	宜野座村歴史資料	沖縄戦関連宜野座村資料	宜野座字宜野座246

※1 文献資料の有形文化財として指定

前述したが、1990年の南風原陸軍病院壕の町史跡指定が、戦争遺跡として評価された最初の文化財指定とされている。ただ、今回の報告書でも定義したように、近代の戦争に関連する遺跡としては、1977（昭和52）年に指定された伊江村の公益質屋跡が、県内で最初の指定文化財である。この建物自体は、沖縄戦に関連するものではなく当初の指定理由ではその意義が明確にされていないが、砲撃のすさまじい痕跡を残す姿はまさに戦争遺跡としての意義が高いと思われる。次に指定されたのは、1986（昭和61）年の石垣市の元海底電線陸揚室（電信屋）であるが、前述したように県内で最も古く構築されたもので、近代日本の軍事政策の一端を表すものとして重要な戦争遺跡として評価でき、沖縄戦時の銃撃痕も多く残っている。この2件については、当初の指定理由に戦争遺跡として明確にされていないが、その認識が進んだ現在ではこれらも戦争遺跡の指定文化財として積極的に評価してもよいであろう。国の登録記念物である平敷屋製糖工場跡も多くの弾痕が残っているので、戦争遺跡として捉えた。

その後、1997（平成9）年には沖縄市による奉安殿・忠魂碑の指定がなされたが、その多くは2004（平成16）年度以降に指定されている。その理由としては、当センターの前回調査の報告書が刊行されたり、メディアに取り上げられることも多くなり、世間の関心が高まってきたことが挙げられる。また、2003（平成15）年度に県教育委員会が各市町村教育委員あてに、戦争遺跡の文化財指定を促す旨の通知したことも1つの契機ではあろう。現時点で指定されているものは、忠魂碑・奉安殿・建造物など地上に構築されたものが9遺跡と、それ以外は軍の陣地・特攻艇秘匿壕である。2014年度に国登録記念物となったうるま市平敷屋製糖工場跡は、建造物そのものは戦争遺跡とは言えないが、沖縄戦時の弾痕が多く残るもので、登録文化財への取り組みも見られつつある。

一方、戦争遺跡そのものではないが、宜野座村は宜野座村内の収容所の埋葬者名簿などの資料を歴史資料として指定されており、沖縄戦に関する資料の文化財指定として重要である。

以上のように、戦争遺跡の文化財指定は市町村においては近年増加している傾向であるが、県及び国の指定文化財は行われていない。2003年度には、県文化課は戦争遺跡の文化財指定を検討するために、県文化財保護審議会第2専門（史跡・名称・埋蔵文化財）部会において、臨時作業部会を組織し議論されたが、結論には至らなかった。県教育委員会では、当センターの今回調査の成果を踏まえて、戦争遺跡の文化財指定について検討していく方向性を示している。

調査検討委員会では、今回の報告書で掲載する遺跡については多様な議論を行ったものを経た結果であり、当然文化財指定が望ましいものとして考えている。しかしながら、今回報告書に掲載したものは、今回現地を確認し、一定の情報が得られたもののみであり、他の戦争遺跡についても今後の詳細な調査により新たな情報が得られることで、文化財指定を検討すべきものも当然生じてくるものである。また、今回の報告書で掲載された内容は、文化財として理解する最低限の情報であり、今後は当該教育委員会で、聞き取りや各種資料調査だけでなく、踏査・測量・発掘などの現地調査などを取り組んでいかれることを強く要望したい。ただ、文化財指定については、所有者の協力・同意が最も重要であり、今回取り上げた戦争遺跡でも課題を抱えたところも多いと思われる。そのためには、社会全体の関心・協力を得ていく必要があり、後述する戦争遺跡の活用も同時に進めていかねばならない。

また、文化財保護行政において戦争遺跡の多くは完全に残存しているものはほとんどなく、忠魂碑や奉安殿などの一部を除き建造物ではなく、史跡のジャンルで指定されることが基本となるものと思われる。文化財保護法に基づく史跡は、わが国の歴史・文化を知るために重要な遺跡のことであり、当然戦争遺跡もその範疇にある。ただ、戦争遺跡については、歴史・文化における学術的な価値に付け加えて、これまで本県が学校教育など様々な側面で「平和学習」として実施してきた、日本国憲法や教育基本法にうたわれる2度と戦争の惨禍を引き起こさないために平和を尊び学ぶ場としても重要である。

4 戦争遺跡における活用の現状・課題

県内における戦争遺跡の活用として第一に思い浮かべるのは、主に修学旅行において南城市糸数壕（アブチラガマ）などに代表される沖縄本島南部に多く見られる住民が避難したガマ（自然洞穴）で、暗闇の中で懐中電灯をたよりに平和ガイドから語られる体験談をもとに、沖縄戦の被害・悲惨さを体験することと思われる。県内の学校が行う平和学習も、戦争体験者の証言を読んだりもしくは実際聞いたりする中で、その現場であるガマなどの現場を訪れるというものが多い。この取り組み自体は、戦争を追体験するもので何ら否定すべきものではない。だが、このように平和学習が積極的に使用されている戦争遺跡は、比較的安全で大規模な自然洞穴で、またはその管理の必要性から大きく改変されているところも多い。そのためには、莫大な経費が必要なところ多く、行政が管轄もしくは関係する場合には、教育委員会ではなく観光部局が大半である。また、自然洞穴は個人所有のところが多く、また遺骨収集が行われたり様々な再利用で当時の状況が改変されているということが、文化財として扱いにくいことの要因と考えられる。

文化財保護行政としての取り組みは、南風原町教育委員会で先進的に行われている。これまで沖縄陸軍病院南風原壕群で実践されてきたように、文化財として指定し、関係部局と調整し基本計画を立ち上げ、考古学的な発掘調査の成果を元に復元整備を行い、保存と安全管理のために立ち入り者制限しながら、壕内の一部の一般公開を行っている。これにより、壕の風化が進んでいる面も見られており、やはり保存と公開のバランスは今後の一番の課題と思われる。いずれにせよ、文化財として活用するためには、戦争遺跡については体験者証言も重要であるが、考古学的調査を行うことにより構築もしくは使用された実態を明らかにし、遺構の現状保存をはかりつつ実施していく必要がある。

第5章で紹介されている千葉県館山市の事例は、東京湾要塞や赤山地下壕などの真珠湾攻撃に投入された館山海軍航空隊の戦争遺跡が多くあり、これを様々な文化財とともに住民と行政が協働した「館山まると博物館」という取り組みを行っている。沖縄県内でも、グスクなどの文化財の活用には、地域住民ボランティアが教育委員会等の行政と協働している事例も見られている。戦争遺跡については、上陸戦であった沖縄戦の負の記憶としてその活用が困難な面もあるが、より古い時代の遺跡と遺物と同様に地域の文化財として保存活用していくことが望まれる。そのためには、文化財保護行政では、他の文化財と同様、まずは戦争遺跡の考古学的な調査を進め、その成果を公開普及していく必要がある。その際には、やはり平和学習の観点も重要であり、学校教育や関係団体との連携がより重要となつてこよう（瀬戸）。

引用・参考文献

當眞嗣一 1984「戦跡考古学のすすめ」『南島考古だより』第30号 沖縄考古学会

村上有慶 2014「戦跡保存の取り組みと課題」『歴史評論』772号 歴史科学協議会 校倉書房

吉浜忍 1998「沖縄の戦争遺跡保存をめぐる現状と課題」『沖縄県史研究紀要』第4号 沖縄県教育委員会

吉浜忍 2010「戦争遺跡の調査と保存運動の歩み」『沖縄陸軍病院南風原壕群』高文研